～譲渡会で譲り受けたい「うさぎ」が決まったら～

1. 譲渡申込書類（下記⑴～⑶または⑴～⑷）を提出。
   1. **「動物の譲渡希望者申込書」**
   2. **「対象者の基準チェック表」**
   3. **「引受人確認書」**

※引受人とは、申込者が万が一譲り受けた動物を飼えなくなった場合に、次の飼い主としてその動物のお世話をしてもらえる方を指します。

※引受人は親族でも知人でも問題ありませんが、申込者とは別の住居に住んでいる

方をご記入ください。

※書類審査後、引受人として申込されていることをご本人が承諾しているかを確認するために、当センターから引受人の方に電話をいたします。引受人の方には予めその旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

※譲り受けたい動物が決まった場合、65歳以上の申請者の方は、動物の譲り受けの日までに引受人の方にもその動物と会っていただく必要があります（譲渡会場に引受人の方が同行されている場合は別日での来所は不要です）。

**⑷　借家・集合住宅にお住まいの方は、「ペットの飼養が可能であること、およびその**

**動物種・サイズ・頭数等がわかる規約など(コピー)」**

※既にペットを飼われている方で、規約などに飼養可能頭数についての記載のない場合は、管理会社等から書面での承諾書が必要です。詳しくはセンターまでお問い合わせください。

**※譲渡申込書類の提出は譲渡会当日でも後日でもお受けしております。**

**※上記⑴～⑶の書類は当センターと各支所の窓口でお配りしていますが、譲渡会当日にもお配りします。また大阪府HPからもダウンロードしていただけます。(下記URL参照)**

**(**[**https://www.pref.osaka.lg.jp/o120200/doaicenter/doaicenter/zyotonituite.html**](https://www.pref.osaka.lg.jp/o120200/doaicenter/doaicenter/zyotonituite.html)**)**

1. 譲渡前調査を受ける(平日のみ)。

センターまたは支所職員がお宅を訪問し、動物を飼う予定のお部屋の確認と聞き取り

調査を実施します。

1. 動物の譲り受け(キャリーバッグ等を持参してください。)

**※譲渡会当日に譲り受けが決まっても、その後の手続きで譲渡基準を満たしていないと**

**センターが判断した場合、譲渡をお断りさせていただく可能性があります。**

【馴致制度のご紹介】

**●当センターでは動物の譲り受けを希望される方が府外在住の場合、下記の条件を満たした上で原則1カ月の馴致(お試し)が必要になります。**

1. **先住動物（うさぎ）がいる場合：性別に関わらず、不妊去勢手術済であること。**

**※「手術をした際の料金明細書(コピー)または獣医師の診断書(コピー)」の提出が必須。**

**先住動物がいない場合は提出不要です。**

1. **その他、馴致期間確認書の記載事項を承諾すること。**

※馴致に必要な書類は、実際に動物を譲り受けていただく日までにご用意ください。

※府外譲渡の場合、**馴致は必須です**。府内の方は、馴致できません。

馴致期間書類の注意事項

参考

１　私が管理者として、関連法規を守り責任を持って飼養管理します。

２　餌代や病気の治療等、生じた費用については、一切譲渡実施者に請求しません。

３　馴致動物により問題が発生した場合も、譲渡実施者に対して一切責任を問いません。

４　馴致動物を飼うのが難しい場合、すみやかに譲渡実施者に連絡して返還します。

５　馴致動物を無断で第三者に渡しません。

６　馴致期間終了後、引き続き飼う場合はすみやかに譲渡手続きを行います。